

令和8年7月1日

関係事業主 殿

(一社)長野労働基準協会

「クレーン(つり上げ荷重が5トン未満)の運転業務特別教育」 開催のご案内

クレーンは、運搬荷役の省力化、合理化に必要不可欠なものとして、多くの製造現場、建設現場、流通関係現場で広く使用されていますが、その取扱いを誤った場合には大きな事故、災害につながる恐れがあります。

このような災害を防止するためには、クレーンの運転の業務に従事する方がその運転に関する知識、技能を身に付けておくことが必要なことから、労働安全衛生法第59条及びクレーン等安全規則第21条で、つり上げ荷重が5トン未満の運転業務は、事業者による特別教育を修了した者でなければ業務に就かせることができないと定めているところです。

この度、当協会では事業主に代わって「クレーンの運転の業務に係る特別教育」を下記により実施することといたしましたので、ご活用いただきますようご案内申し上げます。

なお、今回実施する特別教育は、床上で運転し、かつ運転する者が荷と共に移動する方式のクレーンの運転業務に就く方を対象としていますので申し添えます。

記

1 開催日・会場・定員

(1) 開催日時 令和8年9月3日(木)・4日(金)

- 学科 3日(木) 午前8時開講(受付は午前7時50分から)
- 実技 4日(金) 午前8時又は午後1時開講 (申込受付時にお知らせいたします)

(2) 会場

- 長野市篠ノ井布施五明463-32 (一社)日本クレーン協会 長野支部

(3) 定員 30名 定員になり次第受付を締め切りますのでご了承ください。

2 受講料・テキスト代(消費税を含む)

(1) 受講料

- 長野及び各地区労働基準協会会員事業場 1名 10,000円+消費税 1,000円(合計11,000円)
- 上記以外の事業場(会員外事業場) 1名 12,000円+消費税1,200円(合計13,200円)

(2) テキスト代 「クレーンの運転」 1冊 1,550円+消費税 155円(合計1,705円)
(特別教育用テキスト)

合計	会員事業場	12,705円	会員外事業場	14,905円
----	-------	---------	--------	---------

3 特別教育カリキュラム (講師等の都合で変更する場合があります)

月 日	講 習 科 目	時 間	講 師
9 月 3 日	クレーンに関する知識	8:00～11:00 (3時間)	(一社)長野労働基準協会講師 平山 正己 氏
	原動機及び電気に関する知識 (昼食 12:00～13:00)	11:00～15:00 (3時間)	
	クレーンの運転のために必要な 力学に関する知識	15:00～17:00 (2時間)	
	関係法令	17:00～18:00 (1時間)	
	学科に係る筆記試験	18:00～18:30 (0.5時間)	
4 日	クレーンの運転 (3時間) クレーンの運転のための合図 (1時間) (修了証の交付)	◎午前 8:00～12:00 (4時間) ◎午後 13:00～17:00 (4時間)	(一社)長野労働基準協会講師 平山 正己氏

4 受講の申込方法

申込書に受講料・テキスト代を添え 8月20日(木)までに(一社)中野労働基準協会へお申込ください。
FAXで申込み、銀行振込も受付ます。(〒383-0013中野市中野1863-1 TEL0269-22-2255 fax23-0729)
ただし、締切日前でも定員に達した場合は受付を締切りますのでご了承ください。

※ 振込先 八十二長野銀行／中野支店 普通預金 381906

5 修了証の交付

所定の時間を受講し、試験に合格した方に対し、修了証を交付します。

6 その他

- (1) 3日(学科)は、受講票・筆記用具(鉛筆・消しゴム)を持参してください。
4日(実技)は、受講票と作業のできる服装(作業服、あご紐のあるヘルメット、安全靴、軍手等)で受講してください。

- (2) 受講申込後の取消し・変更等は8月27日(木)までとし、その後の取消し及び講習会当日の欠席者には原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還いたしませんのでご了承ください。

7 本講習は「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」が受けられる場合があります。

詳細につきましては、

〒381-0935 長野市中御所1-22-1

厚生労働省 長野労働局職業安定部 職業対策課 雇用指導係 (TEL:026-226-0866)

にお問い合わせください。

また、支給申請に必要な受講証明につきましては、書類が整った時点で長野労働基準協会へご相談ください。